

○財務省告示第百十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年三月二十二日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年四月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百六十三回、第三百六十五回及び第三百七十一回）、利付国庫債券（五年）（第百十八回、第百十九回、第百二十二回、第百二十三回及び第百二十五回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十九回、第三百零六回、第三百七回及び第三百十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回、第四十九回、第五十一回、第五十二回、第五十三回及び第五十四回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行			



（五回） （第三年） （付国庫債券）	（三回） （第三年） （付国庫債券）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
○・一％	○・一％			平成三十三年三月二十日	十二億円
○・一％	○・一％			平成三十三年五月十日	百十二億円

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十九年三月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日本銀行	額面金額	（別表のとおり）

とし、各支払期において、次の  
 算式により、算出した金額を支払  
 う。ただし、支払は、その翌営業  
 日に当たるときは、償還期限につ  
 いて、同日に支払う（償還期限に  
 同じ）。  

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{各券} \times \text{各券の額面金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$$

各発行の対する基  
 準とする  
 九、三月十七日付日本証券業  
 協会の発表した店頭売買  
 参考統計表に掲載された平均  
 値の単利回り（平成二十九年  
 三月十七日午前九時以前に訂  
 正された場合には、訂正後の  
 当該  
 単利回り）とする。  
 日本銀行

（（利 第二付 四十国 十年庫 四）債 回券 ）	（（利 回第十 三年国 百）庫 十）債 九）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 七）債 回券 ）	（（利 第十付 三年国 百）庫 六）債 回券 ）	（（利 第九付 二年国 百）庫 九）債 十）券	（（利 回第五 百年国 二）庫 十）債 五）券	（（利 回第五 百年国 二）庫 十）債 三）券	（（利 回第五 百年国 二）庫 十）債 二）券	（（利 第五付 百年国 十）庫 九）債 回券 ）	（（利 第五付 百年国 十）庫 八）債 回券 ）	（（利 一第二 回三年 百）庫 七）債 十）券
二 ・ 五 %	一 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 三 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 二 %	○ ・ 一 %
日年平 三成 月三 十二 十二	十年平 日十成 二三 月十 二十三	日年平 三成 月三 二十二 十二	日年平 三成 月三 二十二 十二	日年平 三成 月三 二十一 十一	日年平 九成 月三 二十二 十二	日年平 三成 月三 二十二 十二	十年平 日十成 二三 月十 二十一	日年平 六成 月三 二十一 十一	日年平 六成 月三 二十一 十一	日十平 二成 月三 十五年
四十億 円	円百 三 十七 億	六十 二 億 円	七十 七 億 円	百億 円	五十 億 円	億三 百 三 十六	億五 百 九 十五	百八 億 円	円百 三 十八 億	二億 円

（利付 第二 五十 十年 四） 回 券 ）	（利付 第二 五十 十年 三） 回 券 ）	（利付 第二 五十 十年 二） 回 券 ）	（利付 第二 五十 十年 一） 回 券 ）	（利付 第二 四十 十年 九） 回 券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	一年平 日九成 月三 二十 十三	一年平 日六成 月三 二十 十三	二年平 日三成 月三 二十 十三
二十 億 円	十五 億 円	百六 億 円	四十 二 億 円	四十 一 億 円